

会 議 録

	平成30年度第2回和泉市都市計画審議会
開催日時	平成31年3月28日（木）10時00分から12時00分まで
開催場所	市議会委員会室（市役所3号館3階）
出席者	和泉市都市計画審議会委員 19名（欠席者2名） 市長、副市長、都市デザイン部長、都市デザイン部次長兼都市政策課長、 都市デザイン部次長（建築住宅・公園緑地担当）、公園緑地課長 その他事務局6名
会議の議題	議第2号 南部大阪都市計画緑地の変更について
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開会 ・ 市長挨拶 ・ 議案審議 ・ 閉会
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開、傍聴者1名

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【司会】

只今より平成30年度第2回和泉市都市計画審議会の開催をお願い申し上げます。

本日は大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

誠に恐縮ではございますが、私は本日、進行役を努めさせていただきます都市政策課の富高でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

本審議会は、和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則及び和泉市都市計画審議会公開要綱に基づき公開とし、傍聴を認めております。また、会議録についても公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のためICレコーダにより会議内容を録音させていただきますが、会議録作成後は消去いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、出席状況の確認でございますが、委員総数19名中、17名の委員にご出席を賜っており、委員の半数以上がご出席ですので、「和泉市都市計画審議会条例」第6条第2項に基づき、本審議会は成立してございます。それでは審議会開会にあたり、市長よりご挨拶を申し上げます。

辻市長、よろしくお願いいたします。

【市長】

皆様おはようございます。

本日は、年度末お忙しい中、平成30年度第2回和泉市都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素より岩崎会長様はじめ、委員の皆様方には本市のまちづくりに非常に重要な役割を担っていただいております。都市計画に貴重なご意見、またご指導いただいておりますこと、心から感謝を申し上げます。

そのまちづくり非常に重要な役割を担っているのが、公園緑地でございます。良好な景観や環境、にぎわいの創出、潤いのある緑豊かな都市を作りだし、身近に自然を楽しめる空間として市民生活を送る上で、いまや欠くことのできない施設でございます。

またその一方で災害時に避難するオープンスペースとしての役割、そして過去の災害の経験を踏まえるなかで延焼を防ぐ緑地帯と言う様な非常に大きな市民の安全安心を守

る役割を担っていただいているわけでございます。そして和泉市は来訪・定住を促進している中で、一つの大きな魅力になるのが、公園緑地で、本日はその公園緑地に関しまして、「南部大阪都市計画緑地の変更について」をご審議いただくことになっております。

皆様方には忌憚のないご意見をいただきまして、原案通りご可決いただければとお願いを申し上げます。非常に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

市長につきましては、この後、他の公務が重なっておりますことから、大変申し訳ございませんが、これにて退席させていただきますので、ご了承お願いいたします。

市長退室

では、本日の議案につきまして、市長から審議会へ付議されておりますことから、これ以降、議事進行につきましては、岩崎会長にお願いしたいと存じます。

岩崎会長よろしくをお願いいたします。

【会長】

それでは、これより議事についてご審議をお願いいたします。

お手元の次第に従いまして、進めて参りたいと思います。

では「議第2号 南部大阪都市計画緑地の変更について」を上程し、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

公園緑地課長の農端でございます。

「議第2号 南部大阪都市計画緑地の変更について」でございます。

内容といたしましては、「信太山丘陵里山自然公園」を新たに都市計画決定し、南部大阪都市計画緑地に追加変更しようとするものでございまして、前回の審議会におきまして、ご報告させて頂いた案件でございます。

議案書2ページをお願いします。

名称「信太山丘陵里山自然公園」、位置「和泉市小野町及び葛の葉町地内」、面積は「約15.6ヘクタール」でございます。

議案書3ページ、4ページには、都市計画緑地として追加する理由、及び位置図をお

示しておりますが、これらの内容につきましては、後ほど参考資料にてご説明させていただきます。

議案書5ページをお願いします。今回、ご審議いただきます、都市計画緑地の計画区域をお示ししております。

それでは内容につきまして、参考資料でご説明させていただきます。

参考資料 1ページでございます。

こちらの内容については前回の審議会で、ご報告させて頂いたものでございますが、改めてご説明させていただきます。また、前のスクリーンも合わせてご覧下さい。

まず、資料左上 1. 信太山丘陵 里山自然公園の概要についてでございます。

都市計画の種別として、「都市計画緑地」、計画面積は、先ほどの議案書にも記載のとおり、「約15.6ヘクタール」、計画概要は、現況樹林、草原、散策園路、あずまや、トイレ、活動拠点施設としております。

計画地は和泉市の北部にあり、市役所から見ると北東に位置しております。

計画地の現況ですが、和泉市北部に位置する本計画地周辺は、旧陸軍や自衛隊の演習場として開発を免れてきた結果、市街地の近くでありながら、貴重な湿原や草地といった、多様な自然環境が維持されてきたところでございます。

その貴重な自然環境の中に、多数の希少な動植物の生息が確認されているところでございます。

和泉市では、平成16年に本計画地の大部分を当時の防衛庁から取得し、スポーツ施設等への活用を模索しておりましたが、平成23年9月、市議会におきまして、本計画地の「自然環境の保全に関する請願」が採択されております。

このことから、学識経験者等で構成された「保全・活用検討委員会」で今後の活用方針についての検討がなされ、その結果を踏まえて本市では、学識経験者のほかに地域住民、また公募市民の方にご参加いただき、ワークショップなどを開催し、平成27年2月に本計画地の「保全・活用基本構想」を策定しております。

次に、2. 都市計画決定の目的 でございます。

本計画地周辺は、住宅市街地に隣接しながら貴重で多様な自然環境が維持されているというまれな特性を有しており、これらは次世代へ継承すべき市民の財産、地域のシンボルとなっていますので、この豊かな自然環境を保持し、市民の憩いの場、自然体験の

場、環境学習の場として活用していくため、また、次世代に豊かな自然環境を継承し、公民協働による活動を継続的かつ着実に推進するため、都市計画決定を行い、南部大阪都市計画緑地に追加変更するものでございます。

先ほどご説明させていただいた基本構想において、本市ではこれらの自然環境を保全、また活用していくにあたり、その作業を可能なところは公民協働で実施していこうと考え、現在、基本構想策定時のワークショップメンバーを中心とした「公園協議会」を設立し、その協議会メンバーで、現地の保全活動等をおこなっているところでございます。このような活動を継続的に推進してまいりたいと考えているものでございます。

次に、3. 計画方針 でございます。

「基本構想」にも示されているものですが、こちらの公園について、次のような公園づくりをめざして整備を進めるものでございます。

一つ目として、散策や健康づくりを目的とした、市民の憩いの場とする。

二つ目として、保全管理や自然観察会といった、自然を活用した様々なプログラムを提供できる、自然体験の場とする。

三つ目として、例えば、小学校等の自然体験学習を受け入れることができる、環境学習の場とする。

としております。

次に、4. 計画コンセプトでございます。

一つ目に、上から当地域が市街地開発を免れ、里山的環境や湧水湿地、歴史性といった、この地域に自然のシンボル・和泉らしさが残っているという点、

二つ目に、左の部分ですが、里山的環境を再生すると共に、これらの自然や歴史性、また多様な生物の生息・生育環境を守り、次世代に継承していく、つまり、人と自然との共生という点、

三つ目にこれらを公民協働でおこなっていこうとする点。

以上の3点をコンセプトにしております。

次に、5. 計画図でございます。

道路を除いた外周の赤枠で囲った範囲が決定を予定している都市計画緑地区域でございます。なお、こちらの区域内は、大半が市所有地でございますが、一部わずかながら私有地も含まれてございます。こちらの私有地所有者についても、都市計画決定手続き

を進めたい旨の報告を行っております。

整備の計画内容としましては、現況の貴重な自然はなるべく残しながら、散策できる園路や、駐車場、公民協働の活動拠点となる施設、トイレ、休憩所程度の整備とイメージしております。

また、現在も進めております公民協働の公園協議会で取り組む活動の中で、現状の植生状況を踏まえながら、将来の目標植生なども設定しております。このように多様な自然環境を適度に手入れし、また活用しながら、次世代に継承していこうとするものでございます。

次に、参考資料2ページをお願いします。

南部大阪都市計画公園・緑地の集計表でございます。右から2列目に合計をお示ししておりますが、「既計画決定」の段、すでに計画決定されている公園・緑地の合計は、74箇所、面積は203.07ヘクタールでございますが、今回の緑地を追加することで、一つ下の段のとおり、合計、75箇所、面積は218.67ヘクタールとなるものでございます。

次に、参考資料3ページをお願いします。

先ほどの集計表のうち、和泉市北部地域の都市計画公園・緑地を抽出したものでございます。

一番下の段、合計のところですが、すでに計画決定されている公園・緑地の合計が、13箇所、8.47ヘクタール、その下、今回の計画決定後は、合計が、14箇所、24.07ヘクタールとなります。

これらを北部地域人口で割りました、一人当たり公園面積でお示いたしますと、既計画決定面積で、2.32㎡、今回の計画決定後は、6.59㎡となり、市街地が広がり、都市計画公園・緑地が比較的少ない北部地域におきまして、今回の緑地を追加し、将来にわたって緑が確保されるという点においても、非常に有効であると考えております。

最後に、参考資料4ページには、先ほどご説明させていただきました施設計画平面図の拡大版を添付しております。

以上、「議第2号 南部大阪都市計画緑地の変更について」の説明を終わらせていただきます。

何卒、よろしくご審議をいただき原案どおり、ご可決いただけますようよろしくお願い

い申し上げます。

【会長】

只今、議案の説明が終わりました。

本議題につきましてご意見、ご質問等ありましたら、挙手の上ご発言願います。

【委員】

2、3点質問させていただきます。まずこの貴重な動植物、カスミサンショウウオや、トンボなどは、当初調査を行ったときには生息していたものの、今はいないのではと伺ったことがあります。実際に現状も生息しているのか、今後どうするのかという事が気になります。それと皆さんご存知かどうかわかりませんが、自然公園で水の多いところは、マムシが大変多いが、これらの対策が出ておりません。もし子供が入って噛まれたりなんかすると命に関わることなので、それはどういう状況になるのかということと、噛まれたときの体制が和泉市では出来ていない。そのような状況もあるので大変心配はしております。合わせて、この土地の中にまだ和泉市以外の土地があると仰っていましたが、その場所の状況はどのようになっているのでしょうか。

【会長】

事務局お願いします。

【事務局】

公園緑地課長の農端でございます。希少種としましては、カスミサンショウウオについては確認が来ています。ハッチョウトンボについては最近のみかけておりませんが、自然を残していく中で、また戻ってくるということも有り得ると考えております。

マムシ対策については今のところマムシ自体は確認されておきませんが、もし出てくる場合があれば啓発看板や委員が仰るように万が一噛まれたときの対策等を、協議会の中で諮っていきたいと考えております。

民有地に対しては今後都市計画公園として決定させれば補助金をもらいながら買っていくたいとは考えております。以上でございます。

【事務局】

事務局の山抱でございます。補足させていただきますと、民地につきましては一部が15.6ヘクタールのうちのおよそ2000㎡ほど田んぼ等があるのですが、その分については事前に都市計画決定手続きを進めますというお話しは全ての地権者にさせていただいております。

して、了解いただいているところでございます。用地を買収するという点については、大半の市域は市で所有しておりますので、まずはそちらの整備を進めていきまして、また今後利用の状況などにより、必要に応じて買収するなどはあるかと思いますが、まだまだ先の話になるのではと考えております。以上です。

【委員】

希少種が戻ってくると仰りましたが、簡単に戻ってくるのか疑問です。どこかでもらってくるなど、生育の方法を考えないといけないのではないのでしょうか。

またマムシの件については全く認識が異なります。ものすごくたくさんいて、噛まれたら大人でも死んでしまう。過去に亡くなられた方を二人ほど知っていますが、病院へ連れてきても診てもらうことができず亡くなってしまった。池や水辺などがあるところは特に危ないので、一度本当に生息状況の、検査、調査をおこなっていただき、状況を調べて頂きたいと思います。これだけの規模の場所にいないって筈はないと思います。今全国的に増えておりますので、和泉市でも増えている筈だと思います。生息状況がわからないと言う答弁は良くないのではと思います。

【会長】

それでは事務局の方から希少種の再生の疑問点と、マムシというのは自然のものでありますから必ずしも悪とは言えないけれど、マムシについてどうお考えか明確にお答えください。

【事務局】

事務局の山抱です。まず、希少種が戻ってくるのは難しいのではないかという点につきましては、委員ご指摘の通り簡単ではないと思います。ただ、ハッチョウトンボは最近見かけないというのは聞いておりますが、カスミサンショウウオにつきましては継続的に残っております。以前の草地といいますのは、自衛隊のころから日常的にある程度草刈などの管理をしておりました。一定の管理をした中での自然環境、そういう中でハッチョウトンボであったり、カスミサンショウウオが残っているという場所なので、最近ハッチョウトンボは見かけないですけれども、他にも植物、トキソウ・サギソウなどの希少な植物も残っておりまして、それら自然環境をまとめて残そうというのが趣旨でございまして、できればハッチョウトンボも戻ってきたら、という思いがあるところです。今の委員のご指摘も踏まえまして、今後も開園は最短で36年を目指して保全活動は進めているのですけれども、戻ってくるアイデア等皆で出しながら進めてまいりたいと考えております。

マムシにつきましても、今の協議会活動の中で、月に一度草刈であったり、生物の調査・湿地の調査も行っているのですが、そういった活動をしているなかでもまだマムシを見かけたことはないので、数は少ないと思われませんが、もちろん自然のことなのでこれから増えていく可能性もありますし、多数の人が訪れることのできる公園にしていく時には、そのような対策を講じていく必要があるという認識はしております。以上です。

【委員】

意見だけお伝えさせていただきますと、希少種については色々意見はあると思うのですが、マムシに関しては普通に見ても生息状況はわかりません。夜に明かりをもって行かないと見つけることは困難だと考えます。今まで何度も訪れている中で確認できないから生息していない、というものではありません。足も速い。こういう大きな水辺のあるところは十分調査しておかないと、後々起こった時に取り返しがつきません。取り返しがつかなくなるとあの時やっておけばよかったですでは済まないと思います。踏んだときに噛まれます。十分考慮しておかないと、後で大変です。和泉市や日本の全体の中で、マムシを除去するという事は出来ず、共に生きて行く中で真剣に、慎重に対策を行わないと大変な問題が発生するということはお伝えさせていただきます。十分注意してやっていただきたい。意見だけお伝えして終わります。

【会長】

今の件よろしいでしょうか。回答として不明確なところがあつたため繰り返しの質問でしたが、今後当然対策を行うことだと思いますので、今後行うということで進めて頂ければと思います。

では委員の皆様、計画論的な意見もいただければと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

先ほど委員からもご指摘ありました民有地の対応なのですが、その場所の協議をある程度なさっているということだったのですが、ある程度明確に盛り込んでおいたほうがよろしいかと思います。

現況の農地等を取り込んだ形での公園にするのもとてもいいかなとも思ったのですが、最初の計画の段階で、文書などかわして具体的にどうしろという訳ではないのですが、何かの形で経過を残す必要があるとおもいます。もちろん行ってはいると思うのですが、最終確認だけお願いしたいと思います。以上です。

【会長】

担当課いかがでしょうか。

【事務局】

事務局の山抱でございます。民有地につきましては、文書でかわしておけばというお話しかと思うのですが、まだ畑を作っている方もいらっしゃいまして、その方々とのやり取りに關しても議事録としてこちらには控えております。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

他にございませんか。

【委員】

この計画を見ますと貯水池というのはないのですね。自然のままに流してしまうのでしょうか。

【会長】

降雨に対応した貯水池について計画の中で見えないが、どうするのかという内容でしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

事務局いかがでしょうか。

【事務局】

事務局の山抱でございます。新たに造成など大きく行うわけではないので雨水排水に対する貯水池というものは必要ないかと考えております。大きな地形としては現況を残すという形で考えております。以上でございます。

【委員】

カスミサンショウウオなどの生息には水が必要です。公園にしてしまったら水の量が減ってしまうと思います。貯水池があれば全体に散水することができますと思います。貯水槽といった全体に散水する方法を考えておけば、これらの生物が生息していけると考えるため、貯

水槽は必要であると考えます。

【会長】

公園としての回答もあれば、開発指導要綱に基づいた回答もありますので、まずは公園に関する回答をお願いします。

【事務局】

公園のことでお答えしますと、現況大きな池は無いのですが、各地に湿地が点在している状況がありまして、そこに非常に貴重な動植物が生息しており、デリケートな状態なので、なるべく重要な湿地などは現状を保ったまま整備しようという趣旨でございます。また開発等に関する設計面におきましてもそのような池を整備する必要はないものでございます。以上です。

【会長】

現状は残しつつも、公園として整備を行うため、人が出入りする歩道やあずまやといったそれなりの施設が入りますよね。そうするとやはり雨水の排水計画や貯水などの点は全く無視は出来ない面もあると思うのですが、たぶんそのことの関係性を委員はご質問いただいたものと思います。開発指導要綱の関係で考慮されていると仰ればこの案件は済むと思います。公園のほうで分からなければ都市政策課でと思ったのですが、どうしますか、事務局は。

【事務局】

事務局の山抱でございます。排水の計画などにつきまして、具体的な設計に関してはこれから進めていく予定でございます。大きな考え方としては今申しあげましたとおり自然の環境を残しながら現状の排水ルートをそのまま活かした形で、デリケートな部分を避けたようなあずまやの配置ですとか、駐車場の配置、などを考えております。

【会長】

今の回答でよろしいでしょうか、委員。

【委員】

はい。公園に歩道等を整備するのであればそのようなことも考えないといけないと思います。考えておかないと、後々問題が発生すると思います。

【会長】

一般的な宅地造成とは異なるけれども、人の手が入るのであれば、雨水の排水計画については慎重な検討をしてほしいという意見でよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【事務局】

事務局の山抱でございます。今いただきましたご意見も踏まえながら今後の計画の中でしっかり考慮していきたいと思っております。以上です。

【会長】

他にございませんか。

意見もないようですので、お諮りいたします。本件、「議第2号 南部大阪都市計画緑地の変更について」、このとおり可決することについて、ご異議ございませんか。

異議なしの声

【会長】

ありがとうございます。異議なしと認めます。これにより本件は可決されました。

委員の皆様方には、慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、平成30年度第2回和泉市都市計画審議会を終了いたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市都市計画審議会 会長 **岩崎 義一**